

一般財団法人 日本産業技能教習協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 日本産業技能教習協会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育、その他の安全衛生教育及びこれに関連する事業を行い、労働者の安全衛生意識及び技能の向上を図り、もって労働災害の防止に寄与し、産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 労働安全衛生法における登録教習機関として同法に基づく技能講習の実施
- (2) 同法に基づくその他の労働安全衛生教育の実施
- (3) その他労働安全衛生教育の企画及びその実施
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都及びその周辺において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 6 条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、
理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

3 事業計画又は収支予算書について変更ある場合は、前二項に準じて取扱い、理事会及び
評議員会の承認並びに書類備え置きのあるものとする。

(事業報告及び決算)

第 7 条 この法人の事業報告及び決算については、理事長が、次の各号の書類を作成し、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 64 条において準用する同規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置く。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 8 条 この法人に評議員 3 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の職務)

第 9 条 評議員は評議員会を構成する。

(評議員の選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定及び本定款第 5 章によって開催される評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、その任期の満了又は辞任により退任した後も、それにより評議員定数がこの定款に定める数に足りなくなる場合は、新たに選任された者が就任するまでなお評議員としての権利義務を有するものとする。

(評議員の報酬等)

第 12 条 評議員に対して、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選により選出する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、次の各号の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決定とする。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

3 理事又は監事選任の議案については、候補者各人について決議を行わなければならないものとする。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該評議員会において選任された者 1 名が署名、押印しなければならない。

第 6 章 役員及び顧問

(役員 の 設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 9 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とすることができる。

4 第 2 項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、その理事及びその理事の配偶者または 3 親等以内の親族、その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐して業務を執行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 26 条 理事長は、この法人の事業遂行のため必要があると判断した場合、理事会において理事現在数 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、顧問を 2 人まで委嘱することができる。

2 顧問の職務は、この法人の運営に関して理事長の諮問に応じ、必要な助言をするものである。

3 顧問の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問の解任、報酬等については、この定款の第 24 条、第 25 条を準用する。

第 7 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数
が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の備付、変更及び解散

(定款の変更等)

第 32 条 この定款を主たる事務所に備え置くものとする。

2 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

3 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 33 条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 34 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国

若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は青木 崇とする。